

老人保健施設アルテハイムやまて(介護予防)訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人博友会が開設する老人保健施設アルテハイムやまて(以下「当施設」という。)において実施する(介護予防)訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 (介護予防)訪問リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、老人保健施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の自宅を訪問して、利用者の心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院困難な要介護者とする。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設アルテハイムやまて
- (2) 開設年月日 平成8年12月16日
- (3) 所在地 兵庫県相生市山手2丁目221番地
- (4) 電話番号 0791-22-0755 FAX番号 0791-22-7176

(5) 管理者名 半田 齊

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2854280019 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 (介護予防) 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前10時から午後4時までを営業時間とする。
- (3) 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

((介護予防) 訪問リハビリテーションの内容)

第8条 (介護予防) 訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(通常の訪問の実施地域)

第10条 通常の訪問の実施地域を以下のとおりとする。

相生市、たつの市揖西町、たつの市揖保川町及びその近隣地域

(職員の服務規律)

第11条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 12 条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 13 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人博友会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 14 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 15 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 2 (介護予防) 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団博友会の役員会において定めるものとする。

(苦情申立)

相談、苦情の窓口は下記のとおり。

【事業所の窓口】 老人保健施設 アルテハイムやまて	所在地 電話番号 fax 番号 受付時間	相生市山手 2 丁目 221 番地 0791-22-0755 0791-22-7176 9 : 00 ~ 17 : 00 (土曜日は 12 : 00 まで、日祝日は休み)
【市町村の窓口】 相生市健康福祉部 長寿福祉室	所在地 電話番号 fax 番号 受付時間	相生市旭 1 丁目 1-3 0791-22-7124 0791-23-4596 8 : 30 ~ 17 : 15 (土日祝日は休み)
【公的団体の窓口】 兵庫県国民県保険 団体連合会	所在地 電話番号 fax 番号 受付時間	神戸市中央区三宮町 1 丁目 9-1-1801 号 078-332-5617 078-332-5650 9 : 00 ~ 17 : 15 土日祝日は休み)

付 則

この運営規程は、令和 3 年 5 月 1 日より施行する。